

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 20 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22530645

研究課題名(和文) 社会的養護における支援課題としての社会関係形成 - 児童養護施設経験者の生活史から -

研究課題名(英文) Social Support for Residential Child Care Leavers:Focusing on Their Life and Social Relationship

研究代表者

伊部 恭子 (IBE, KYOKO)

佛教大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：90340471

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、児童養護施設入所等、社会的養護経験のある当事者を対象とする生活史インタビュー調査を通して、(1)当事者は、その生活の連続性においてどのような困難や課題をかかえ、どのような家族関係・社会関係に関する困難や葛藤を生じ、どのように対処してきたのか、(2)当事者の生活の連続性において、社会的養護を受けた経験はどのような意味をもつものであったのか、の検討をふまえ、支援課題を考察することにある。生きていく力を育む安心・安全な日々の生活と養育の営みが社会的養護の基盤として重要であり、社会的養護を離れた後の生活困難や家族関係・社会関係に関する困難を視野に入れた成人期にかけての支援が課題となる。

研究成果の概要(英文)：This study represents the importance of the social support for residential child care leavers. Who help and support youth cared in the children's homes, when they are in trouble about the problems with their work, life, parents, social relationships, and so on?
I practiced the life story interview for young people had brought up in the alternative care. We need youth policies aiming at empowering youth to face positively the challenges of various life problems. Throughout the period of care, agencies and facilities related the alternative care should aim at preparing children to assume self-reliance and to integrate fully in the community. They should support children leaving care considered in the planning after care. During young people leaving care and after care, agencies and facilities should be provided support of social, legal, educational and health services in according with their individual needs.

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：児童福祉 社会的養護 児童養護施設 当事者 生活支援 自立支援 社会関係 生活史

1. 研究開始当初の背景

児童虐待の予防・防止対策の強化と児童の健全育成、子育て支援の充実が求められているなかで、要保護児童の養育・ケアと「自立支援」を目的とする社会的養護のあり方も問われている。本研究開始に至った主な背景は以下の4点である。

(1) 社会的養護を受けている子どものおかれている状況・背景

子どもの貧困への社会的関心が高まっているが、子どもへの虐待と貧困との関係、子ども・若者の社会的不利と困難、貧困の連鎖と世代間に渡る課題の深刻さ等が先行研究から指摘されている。

また、厚生労働省が1952年以降、約5年ごとに実施している「児童養護施設入所児童等調査」の児童養護施設入所児童の入所理由の推移をみても、保護者の死亡による入所の割合が低下し、家庭内不和や離婚、入院や精神疾患、就労、経済的理由、子どもへの虐待・ネグレクト、養育困難等、生活困難や子育て、家族関係に関する困難・課題等があげられている。

さらに、先行研究及び社会的養護を担う実践現場からは、児童養護施設等退所後の当事者の生活困難や、家族関係・社会関係に関する葛藤・困難が指摘されている。

このように、子どもとその家庭の生活困難や生活課題の重層性と複合化、世代間連鎖に関する課題、家族関係・社会関係に関する困難・課題が明らかになっている。

(2) 施策の動向・背景

1997年の児童福祉法改正において、児童養護施設の目的に「自立支援」が据えられ、子どもの保護だけでなく、入所から退所後の生活を視野に入れた支援が位置づけられた。施設では、個々の児童の自立支援計画を立て、支援に活かすことが求められるようになる。2007年には、厚生労働省より「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討

会中間とりまとめ」が出され、「虐待等子どもが抱える背景が多様化していること等」から、「要保護児童とその家族を支える体制全体」について検討がなされ、子どもの権利擁護の観点から、子どもの状態に応じた生活支援・自立支援を拡充する必要性が提示された。(3) 社会的養護を離れた者の生活困難、家族関係・社会関係の困難

予てより課題となっている社会的養護におけるケアを離れた者への支援、すなわちアフターケアに関しては、当事者の生活困難や社会的孤立、問題の世代間連鎖等、社会変動のなかで一層深刻さを増している。具体的には、例えば義務教育終了後の児童の生活と就労を支援する「自立援助ホーム」の利用者について、入居前の生活課題の複合化と社会的支援の乏しさに加え、退居後の生活困難と社会的不利、支援の不十分さが指摘されている。(4) 本研究開始までの基礎作業

上述した社会的養護をめぐる状況と先行研究をふまえ、本研究の基礎作業として、児童養護施設等を退所した当事者へのインタビュー調査(2007年度～)と、「自立支援」、アフターケアに関して先駆的实践を行っている児童養護施設、自立援助ホーム、当事者団体への取材・情報収集等を行ってきた。その結果、検討すべき以下の点が導かれた。

社会的養護における「自立支援」のあり方と内容をより具体的に検討する必要性。

「子どもの権利条約」の主旨を社会的養護の「自立支援」の観点から具体化する必要性。

当事者の視点、すなわち当事者の生活ニーズ、社会的養護利用の評価を、「自立支援」のあり方に反映させる必要性。

以上から、本研究は、これまでの研究を進展させるべく開始する。当事者へのインタビュー調査を主な研究方法とし、その生活の連続性と生活困難、家族関係・社会関係のありようを検討することを通して、社会的養護における支援課題を考察することを目指す。

2. 研究の目的

本研究は、社会的養護を受けた経験のある人々（以下、「当事者」とする）の個々の人生における社会的養護経験の意味と評価の検討を通して、社会的養護における支援課題 - 特に、「自立支援」という課題 - を明らかにすることを目的とする。

具体的には、当事者の生活史に関するインタビュー調査を行い、誕生以降の生活の営みの連続性のなかで、生活の状況、経験した大きな出来事や困難と対処、家族関係・社会関係等を聞き取る。また、当事者へのインタビュー調査結果の分析をより精緻なものとするために、社会的養護を担う施設等の取材及び専門的知識の提供を得る。これらの作業を通して、以下の点を中心に検討する。

(1) 当事者の生活の連続性のなかで、その生活基盤や、生活、家族関係・社会関係においてどのような困難や課題があり、どのように対処してきたのか。

(2) 当事者の生活の連続性の中で、社会的養護を受けた経験が、どのような意味をもつものであったのか。

(3) 上記の2点をふまえ、社会的養護における支援課題を考察する。

3. 研究の方法

(1) 研究方法

当事者の生活史インタビュー調査

() 調査方法と対象 (調査協力者)

児童養護施設、自立援助ホーム、当事者団体等の協力を得て実施。調査の主旨・目的を説明し、施設等からの紹介により調査協力を得た当事者31名を対象とした。

調査方法は、自由度の高い半構造化インタビュー。インタビューの回数は一人あたり1~5回、時間数は一人平均約4時間。インタビュー回数が調査協力者によって異なる理由は、インタビューの日程調整等の条件や制約により1回のみ協力を得られた場合や、イ

ンタビューの実施過程の中で、その全体像を聞かせて頂くにあたり複数回必要とした場合等がある。インタビュー時間は、調査協力者の都合や心理的・身体的負担等を考慮し、1回につき90分~最大2時間を目標とした。インタビュー内容は調査協力者の了解・承諾を得て録音し、逐語録を作成した。

() 倫理的配慮

インタビュー調査を含め、本研究を遂行するにあたり、「日本社会福祉学会研究倫理指針」、「佛教大学研究倫理指針」を厳守した。インタビュー調査に関しては、特に調査協力者の人権と安全を最優先にするよう努めた。紹介先である施設等と調査協力者本人と本研究代表者とは、其々文書による契約を交わし、研究倫理の遵守を説明の上、同意・承諾を得ている。録音の逐語化はすべて、本研究代表者が行った。調査結果の公表に関しても、調査協力者本人が特定されないよう十分配慮するものである。

() 調査内容

インタビュー調査における主な質問項目の柱は、以下の通りである。

- ・これまでの生活の歩みと、経験した大きな出来事と対処について
- ・これまでの生活の歩みのなかでの家族関係や社会関係について
- ・児童養護施設等の社会的養護における生活や受けてきたケアについて（入所に至る経緯、入所中のこと、退所に至る経緯、退所後の施設との関わり等）
- ・現在の生活と将来について（希望や夢を含む）
- ・家族や家庭についての思い・考え
- ・生きていくうえで大切だと思うこと、支えになったこと
- ・現在、社会的養護を受けている子どもたちに伝えたいこと
- ・社会的養護、社会福祉に関して思うことや意見、等。

児童養護施設、自立援助ホーム、当事者団体等への取材・インタビュー

上述した の調査研究をより精緻なものにするために、社会的養護の実践に関する知識を得るべく、社会的養護の担い手、施設等への取材・インタビューを行い、専門的知識の提供を受けた。実践の現状や課題について知見を得ることができ、本研究を遂行するなかで考察の手がかりを得た。本研究の結果・分析を行う過程においても、必要に応じて助言の機会を得た。なお、これらの施設等への取材や専門的知識の提供等の内容が、 のインタビュー調査協力者の情報を含むことがある場合には、 の調査実施における契約に則している。特に、 の調査協力者に関する情報を施設等から得る場合には、契約の中で、調査協力者からの同意と承諾を得ている。

その他、本研究の遂行にあたり、社会的養護の担い手、施設等からの情報提供、専門的知識の提供を受けた。

4. 研究成果

(1) 本研究の主な成果

先述のように、本研究では、当事者の生活史、生活の連続性という時間軸に則して、生活状況と家族関係・社会関係、当事者にとって社会的養護を受けたことの意味（当事者評価）を明らかにすることを通して、社会的養護における支援の課題を考察することであった。主な分析の視点は、以下の5点である。

- (a) 当事者の生活課題の複合性・多重性と家族関係・社会関係
- (b) 当事者にとって安心・安全な生活環境
- (c) 当事者の自尊感情や自己肯定感の回復・育成
- (d) 当事者に寄り添うおとな（養育者、支援者、社会的養護の担い手やそれ以外を含む）を含めた社会関係の回復・形成
- (e) 当事者が支援を必要とする期間と社会関係

検討の結果、主な概要は以下の通りである。

当事者による社会的養護に関する積極的・肯定的評価には、主に(b)、(c)、(d)に関する内容がある。逆に、消極的・否定的評価にも(b)、(c)、(d)に関する内容があげられている。

社会的養護を受けることにより、(a)、(b)、(c)、(d)が改善、回復、形成されたとしても、ケアを離れた後の生活状況や、家族関係・社会関係では、様々な困難・課題等を生じ、相談先や拠り所がないなかで、より深刻さを増したり、危機に陥ったりする場合もある。

社会的養護におけるケアを離れた後の生活困難等において、当事者が支援を求めることができるか否かは、当事者が入所していた施設等職員との関係性、インフォーマルな社会資源等において当事者が信頼できる人と場(居場所)があるかどうか、また、当事者にとって役に立つ情報とその収集や活用の力、利用可能な社会制度及び社会資源の有無と利用のしやすさ等による((a)~(e))。

社会的養護を離れた後も、生活及び家族・社会関係における様々な困難・課題等への社会的支援が必要である。その期間は、現行の児童福祉法制度の年齢枠に留まらず、成人期以降も個々の状況に応じた支援が必要である。特に、成人期の社会制度やサービスの適切な利用支援、法制度の狭間のニーズへの支援、制度をつなぐ調整的・媒介的支援、見守りと危機介入等が求められる((a)~(e))。

また、本研究では、社会的養護における「自立支援」といっても、一くくりはできない課題があることが示唆された。例えば、施設退所後に家庭復帰となった当事者と家族への支援のあり方や、社会的養護における施設入所等に至る前に長期に渡り家庭で生活してきた者(施設入所が中学生以降)等の支援のあり方などである。

(2) 得られた成果の位置づけとインパクト

本研究は、先行研究で得られた成果や知見

をふまえ、当事者を対象とした生活史聞き取りというインタビュー調査を主な方法として検討した点、すなわち当事者による社会的養護を受けた意味や評価に着目した点に独自性がある。

折しも、本研究期間中には、社会的養護における「自立支援」のあり方や、当事者の生活困難の諸相、家族関係・社会関係に関する課題をとりあげた論文等の研究成果が複数蓄積されてきている。また、2011年には「社会的養護の課題と将来像 - 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ」が出され、現実のニーズに即した施策の具体化に向けた変革を促している。児童養護施設等の施設運営指針や第三者評価・自己評価の義務化、措置延長や措置継続の積極的活用を図ることを示した厚生労働省の通知も出された。こうした動向に本研究も関連して位置づくものである。

(3) 今後の展望

本研究の今後の展望・課題として、以下の3点があげられる。

第1に、当事者による評価としての社会的養護におけるケアを検討し、支援の課題と方法をさらに明らかにしていくこと。その際、従来からいわれている、アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアというケア過程に即した枠組、支援方法と内容の再考を含む。

第2に、措置解除としてケアを離れた後の社会的支援（法制度の狭間にある成人期への移行期支援等）の必要性と、どのような支援が求められているのかを掘り下げて考察すること。

第3に社会的養護における支援と、他の領域・分野に関する支援をつなぎ、当事者の生活の全体性におけるインクルーシブな支援（包括的な支援）のあり方を検討すること。地域生活という視点も必要となる。

方法としては、本研究の調査協力者への追調査を含め、社会的養護の経験のある成人期にある人々を対象とした研究を継続するとともに、複合的な生活困難・課題のある人々への支援に関する先行研究の検討等を行うことも必要となる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計2件)

(1) 伊部恭子、「施設退所後に家庭復帰をした当事者の生活と支援 - 社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して - 」、佛教大学社会福祉学部『社会福祉学部論集』、第9号、1-26頁、2013、査読無

(2) 伊部恭子、「ある自立援助ホーム利用経験者の生活と社会的つながり - 生活史インタビューから - 」、佛教大学福祉教育開発センター『福祉教育開発センター紀要』、第8号、1-34頁、2011、査読無

〔学会発表〕(計1件)

(1) 伊部恭子、「施設退所後に家庭引き取りとなった子どもの生活と支援課題 - 社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して - 」、口頭発表、『日本社会福祉学会 第60回大会秋季大会』、2012年10月20日、関西学院大学

〔図書〕(計2件)

(1) 古川孝順監修、伊部恭子(他14名、11番目)、「第2部 社会的養護の現状にみる児童福祉の課題 第11章 社会的養護における自立支援」、236~259頁、『再構 児童福祉 - 子どもたち自身のために - 』総339頁、2014年、筒井書房

(2) 古川孝順監修、社会福祉理論研究会編、伊部恭子(他19名、21番目)、「第3部 対象とそのアプローチをめぐって 第5節 社会的養護を受けた人々に聞く生活史 - 施設入所

に至る経緯と入所後約 1 年に着目して - 』、
352～377 頁、『社会福祉の理論と運営 - 社会
福祉とはなにか - 』、総 380 頁、2012 年、筒
井書房

〔その他〕

(1) 伊部恭子、「被措置児童等（児童養護施
設等）のケアと家族の関係からの発題」、シ
ンポジウム報告(シンポジスト他 2 名)、『第 7
回日本社会福祉学会フォーラム「社会的ケア
について考える その 1 “子どもの育ちにお
ける社会的ケアと家族の役割”』』

6 . 研究組織

(1)研究代表者

伊部 恭子 (IBE KYOKO)

佛教大学・社会福祉学部・准教授

研究者番号：90340471